#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	インドにおける権力移譲への一過程 (一) : 第二次大戦期の研究
Sub Title	A study on the transfer of power in India (1)
Author	松本, 三郎(Matsumoto, Saburō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1962
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.35, No.6 (1962. 6) ,p.42- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説#挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620615-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

インドにおける権力移譲への一

過程

## ----第二次大戦期の研究----

松本三郎

第二章 会議派と回教徒連盟の政策第二章 民族主義者の協力を求める総督の努力第二節 尺族主義者の協力を求める総督の努力第一章 第二次大戦の勃発とインド

第 第 四章

会議派の「インドを立去れ」決議

第 第 三 節

クリップス提案……・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・以下次号

戦局の重大化と会議派闘争方針の変更

イギリス政府の僅かな譲歩――行政参事会の拡大

会議派の個人的不服従闘争

第二節

完全なる政治的行詰り

第一節

「インドを立去れ」決議

第三節

民族主義者側内部における妥協の試み

序

第一節

序

第二節 回教徒連盟のパキスタン決議第一節 会議派の戦争非協力方針

結 語第二節 シムラ会議

第三章

会議派の非暴力闘争

総督の八月提案

第三節

会議派のディレンマ

第一節 イギリスの新提案第六章 シムラ会議

(六一八)

序

#### 序 論

時に、二つのコミュナル・ナショナリズムの辿らねばならなかつた必然的運命でもあつた。 したのは、一九四七年八月十五日であつた。それは数十年にわたる長い血のにじむ様な民族運動の輝かしい成果であると同 インド及びパキスタン両国が、その長期にわたるイギリスの植民地支配を脱して、二つの自治領として政治的独立を達成

れないところに問題の複雑さがあるといえる。(3) パキスタンという二つの自治領に分離して政治的独立を達成する過程は、支配者対被支配者関係という一次函数では捕えき く対立抗争する歴史を除外しては叙述しえない。いわば、インド(英領インド British India 及び藩王国 Indian States)が、 は反応という相関関係の史的発展の追求が、筆者の意図する点であるが、同時にインドにおける権力移譲の歴史は、 意味での)の被統治者側、 ムとヒンヅーという宗教的対立を背景にして、 全インド人の代表と 自任するインド国民会議派(Indian National Congress・以下 このインドにおける権力の移譲が達成されるに至るまでの、 とインド回教徒の唯一の代表者たることを主張する回教徒連盟 (All India Muslim League) が 特に民族主義者に対する政策と、これと逆の作用即ち民族主義者のイギリス政府に対する要求或い 統治者側即ちイギリス政府(本国政府とインド政府を含んだ 民族主義運動内部で 激し インドと イスラ

と後退を続けていつた展開過程を特にその動因と内容に着目して検討すること、また統一された独立付与という方針から よる責任政府への接近という権力移譲の端緒的段階から、イギリス自治領としての独立付与、更には完全独立付与の誓約 者側についてみる時には、 インドにおける権力移譲の歴史的発展過程において特に注目すべき問題として次の様な点を指摘しておきたい。先ず統治 一九一七年のモンターギュー声明及び一九一九年インド統治法にみられるインド人の政治参加

ンドにおける権力移譲への一過程

四四四

者の側についても、自治要求にスタートしたスワラージ運動が、第一次大戦後完 全 独 立という意味のスワラージへと質的 分「割」独「立」という方針に転回した時期とその動因の歴史的検討といつた問題が提起される。一方被統治者=民族主義\*\*ないがい\*\* 抗争、特にその決定的分裂の時期とその独立獲得闘争に及ぼした影響の検討という問題が提起される. 転回を行いつつ発展する変容過程と、民族主義者側内部におけるその運動の強力な担い手である会議派と回教徒連盟の対立

した批判はさけねばならない。 府が現実に選択することが可能であつた道に対して充分な考慮を払つた上での評価がなさるべきであり、その現実性を無視 る。現在のインド現代史研究の程度からいつて、種々の論が出るのは当然であつてむしろ望ましいことであるが、我々とし か「保守的」かという価値規定から批判することも無意味ではないだろうが、どのような批判にしても、 て留意すべきは、その歴史的評価の態度である。インドにおける権力の移譲という現象に対して、現在の時点で、「進歩的」 を妥当性、正当性を以て評価する者もあれば、或いはその帝国主義的政策、植民地主義への拘泥を激しく批判する 者 も あ 更に、この権力の移譲に至る過程における統治者たるイギリス政府の政策に対する歴史的評価の問題であるが、その政策 当時のイギリス政

宣言から一九四五年六、七月のシムラ会議までにその中心をおいて叙述した。(4) なお本論文においては、インド民族運動史上の一時期として第二次大戦期ー ――即ち一九三九年九月三日の総督による参戦

#### 二節 略 史

た。「インド政府も完全に同意している英本国政府の政策は、 イギリス下院において、インド統治史上有名な「モンターギュー声明」を発表した。それは、次のような趣旨のものであつ 行政のあらゆる部門で インド人の協力を増進すること、およ

九一七年八月二十日、インド担当国務大臣(以下インド相)モンターギュー(E. S. Montagu, Secretary of State for India)は、

にある。 び英帝国に欠くことの出来ない一部としてのインドに、責任政府の漸進的実現を目指す自治制度を徐々に発展せしめること 政府はこの政策に従つて、具体的措置が出来るだけ早くとらるべきこと、またその予備手段として本国とインドの

各当局間の意思の自由かつ非公式の交換を行うことが、最も必要である旨を決定した。……」

やカーゾン卿 九〇八年モーレー印度相(Lord Morley)によつて、「考えられない」こととされ、一九一二年にはクルーエ卿(Lord Crewe) (Lord Curzon) によつて「非現実的」とされ、 実際政治においては容易に実現される可能性がないとみられて

た漸進的自治付与の政策が、僅か数年後の一九一七年にモンターギュー声明となつて現われたことは、正にインド統治政策

モ ンターギュー声明は、 翌一九一八年七月の「モンターギュー・チェルムスフォード報告」によつて具体化し、それは一 の劃期的転換というべきであつた。

九一九年十二月成立の「一九一九年インド統治法」となつて結実した。このいわゆるモンフォード改革の最大の特徴は、 八三三年の特許条令をもつて確立され、カーゾン卿によつて極端に強化されていた中央集権制を改め、 統治の諸機能を中央

問題)、インド民族主義者を充分に満足さすものではなかつたにせよ、当初は会議派内部でさえこれを受入れようとする動き(6) もあり、 政府と州政府に二分したこと、即ち州自治制が採用されたことである。そこに残された多くの拘束の故に(たとえば『頭政治の 先ずは好感をもつて迎えられたのである。特に、 イギリス政府側からすれば、 そのインド統治史上最大限の譲歩を

かれらは、これをもつて激化の一途を辿るインド民族主義運動を慰撫しうると考えたのである。

示したものであり、

えなかつた。 このような期待の中に生まれた一九一九年統治法ではあつたが、その実際運用の面では極めて不満足な結果に終らざるを 戦争と講和会議とに最大の努力を傾倒していたイギリス政府のインド問題に対する関心は自然第二義的になり 特に大戦後の政治的、 経済的、 社会的不安におののくインドに対して、一九一九年三月インド民族主義者の

大反対を押切つて、 口 ーラット法 (治安取締法) を強行採決したことは、 火に油を注ぐ結果となり、 翌四月には全インドに恐

成立するまで、インドにおける反英民族運動は、時に一進一退を示しながらも非常な執拗さで続けられていつた。 内情勢は取返しのつかぬ程悪化していたのであつて、民族主義者は勿論同法を拒絶し、以後一九三五年に新インド統治法が 族主義運動は益々激化した。かくして、一九一九年インド統治法が漸く一九二一年に入つて実施された頃には、インドの国 たインド回教徒のカリフ擁護運動が、このガンジーの率いる会議派の反英独立抗争に合流するに及んで、インドにおける民 怖と怒りを捲起した「アムリッツアルの悲劇」を発生せしめることとなつた。そして、一九二〇年の対土平和条約に憤激し

退を続けた。かくして、一九一九年統治法に規定された州自治の時代は、十数年の短い生命に終つて、連邦制を規定した新 しいインド統治法に道を譲ることとなつた。 これに対してイギリス政府は、当初は厳しい弾圧政策をもつて臨んだが、やがて宥和政策に転じ、 以後一歩一歩譲歩と後

明白になるに及んで、イギリス政府は一九二七年サイモン委員会 (Simon Committee) を任命してインドに派遣した。以来 な調査検討を経て漸く成立したのが、一九三五年インド統治法であつた。 同委員会の一九二八、九年の二度にわたるインド訪問と調査、一九二九年十月のアーヴィン声明、一九三一―三年にかけて 法の予想以上の不評に対して、 一九二四年には早くもムッディマン 委員会 (Muddiman Committee) を派遣して対策を調査しな の三回の円卓会議、英議会の両院合同委員会、および両院による審議(1ヵ三三-五)等――前後八年にわたる 慎重且つ 詳細 ければならなかつたのであるが、益々高まる民族主義運動を慰撫するために何等かの譲歩を行わざるをえないことが次第に イギリスのインド統治史上第二の劃期的政策の転換は、「一九三五年インド統治法」 によつて行われた。 一九一九年統治

九三五年統治法については別書に譲るとして、今ここでは同法の原則とみられる次の三点を指摘するにとどめる。

一、英領インド諸州およびインド藩王国の統合による連邦制の採用

# 中央(連邦政府)における「両頭政治」の導入

三、地方 (州政府) における「両頭政治」を廃して、全面的州自治制を確立する、即ち責任内閣制の樹立 しかし、その実施に当つては、 連邦制の実施と州自治制の開始とが切り離され、 連邦制は州自治規定の開始後適当の期間

をおき、一定の手続を経て始めて施行されることになつたが、その時期の来ぬままに第二次大戦に突入し、無期延期される

教徒連盟もこの選挙に応じることに決定した。(8) 国主義の機構に協力するためでなく、新統治法と闘い、その企図を阻止するために」選挙に参加することを決議し、 員会の任命以来十年近く、新憲法起草に関するイギリスの政策に反対しつづけてきた会議派は、一九三六年末「イギリス帝 さて州自治の実施期日は、一九三七年四月一日と定められ、同年二月州議会の選挙が行われることになつた。 サイモン委 一方回

オリ

政党としての連盟の地位は、以後目覚ましい前進を示した。この選挙結果は其後のインドにおける民族主義運動に二つの重 ッサ、 大な方向付けを与えた。第一は会議派が著しい高姿勢をとる原因になつたことである。前例のない大勝利に満足した会議派 大衆アピール活動が行われ、又パンジャブの統一党をはじめとする回教徒議員の連盟加入があつたため、会議派に対抗する 徒割当議席四八二のうち一○八を占めたに過ぎなかつたが、この選挙を機会に、ジンナーを先頭に回教徒連盟の目覚ましい 総議席一五八五の中約四五%の七一一を獲得した。これに対し、回教徒連盟は未だ充分に回教徒大衆の票を摑みえず、(9) インド内外の注目のうちに行われた選挙の結果は、 この選挙結果はインド人大衆が会議派の政策を完全に支持していることを示すものとして、 連合州の五州では絶対多数を、またアッサム、ベンガル、北西辺境州、ボンベイの四州でも第一党となり、 会議派の圧勝に終り、全十一州中ビハール、中央州、 回教徒連盟からの州連立政 マドラス、 十一州の 回教

権樹立の呼びかけに応じなかつたが、更に一九三五年統治法に徹底的に抵抗する方針を決めたため、会議派とイギリス政府

この選挙によつてインド民族運動の担い手として、会議派と回教徒連盟の二大政党が大きくクローズド・アップされてきた

との対立は解消せず、一九三五年統治法も一九一九年統治法と同様、当初から至難の道を歩むことになつた。第二の点は、

ものとの疑念を連盟側に強く印象づけることとなり、 議派の勝利と加うるに回教徒連盟の連立の呼びかけの拒絶は、会議派が「ヒンヅー教徒による回教徒支配」を企図している(ご) テイ化、換言すればコミュナル・ナショナリズムの決定的確立への趨勢を暗示するものといえた。しかも、各州における会 ことである。会議派も回教徒割当議席からは二十六席しか獲得できなかつたことは、インドにおける民族主義者のコミュニ 連盟の態度は硬化し爾来両者の対立は深刻化の一途を辿るの であつ

九〇五)、ローラット法反対(一九一九)のいずれかにその起点がおかれているようである。 民族運動の発生を何処に求めるかについては論が分れるが、セポイの乱(一八五七)、国民会議派の誕生(一八八五)、ベンガル分割令(一

(2) この問題については後に詳しく論ずるが、 例えばベニ・プラサド (Beni Prasad)は、 その著《 India's Hindu-Muslim Questions, London

- 複雑なコミュニテイの存するところでは、少数者の是認を得るよう解釈すべき要素が存在する」、「一九三七年、会議派が回教徒連盟の提案した 会主義はインドでは効果をあげえない、多数決原理はすべての場合にあてはまる原理ではなく、便宜上の規則というべきであり、インドの様な これまであつたよりもつと敵対的であつた過去にヒンゾーイズムとイスラミズムを引戻そうとする復古主義に負うところ大である」、「本来の議 1946.》において、「現在のヒンヅー・ムスリム間の危機は、自治制度発展の結果のみによるのではなく、西洋思想に対する反動の中に形成され
- London, 1955.(大形孝平訳・現代インド・二六四―二七三頁) なお、インドで使われるコミュナル、 コミュナリズム、コミュニテイ等の言葉 連立政権形成を拒絶したことは、両者の対立を悪化させた重大な原因となつた」と述べている。 cf. Dutt, R. P.; India Today and Tomorrow

には適当な訳語がないのでそのまま記したが、宗派的、宗教的派閥主義、宗教的社会等に近い意味をもつている。

- (3) 変数としてはなお多くのものが考えられる。藩王、シーク教徒、ヒンヅー・マハサバ、スケジュールド・カースト等多数の党派や利益団体 のインド独立過程で果した役割は勿論無視しうるものではない。しかし、当論文においては特に、イギリス政府、会議派、 ンドにおける最も重要な三つの要素を取上げてそれを中心に論じた。 回教徒連盟というイ
- (4) 第二次大戦の終了は、インドにおける権力移譲の歴史にとつて重要な転期となつている。イギリス当局が第二次大戦中に「インドの独立間 題は戦後できるだけ早い時期に」と屢々誓約していたからである。従つて、第二次大戦の終結とともに、インドにおける権力移譲の歴史も全く

### 新しい時代に入つたというべきであろう。

- The Hansard Society; Problems of Parliamentary Government in Colonies, London, 1953, pp. 126-127
- (6) 山本達郎編「インド史」三二九頁参照。
- (~) See Aggarwala, R. N.; National Movement and Constitutional Development of India, Delhi, 1959, or Banerjee, A. C.; Indian Constitutional Documents, 2 vols, Caicutta, 1948.
- (8) 会議派および回教徒連盟は一九三六年それぞれ選挙宣言を発表し、その選挙に臨む態度を明かにした。 Bhagat,K. P.; A Decade of Indo-British Relations, 1937-47, Bombay, 1959, p. 421 ff., Appendix 1: Congress Election Manifesto, 1936, Appendix 11: Muslim League's Manifesto
- (9) 一九一九年法に基づいて、一九三四年に行われたインド下院の選挙では、会議派は九八の被選出議席中五五席を獲得していた(全議席は一
- (旬) 一九三八年一月から一九四二年九月の間に、中央および州で各種議会の回教徒議席補欠選挙が五六議席について行われたが、そのうち回教 1936-1942, London, 1943, p. 333 徒連盟は四六議席、 無所属回教徒は 七議席を得たが、 会議派系回教徒は三議席を 得たにすぎなかつた。 Coupland, Reginald; Indian Politics
- Coupland, ibid., p. 26 (Illustration). 会議派は各州に おける内閣組織を 当初拒絶して いたが、 同年七月、 総督との間に一応の 妥協が成り 六 つ の 州 で 単独内閣を組織した。

(11) Coupland, ibid., pp. 15-16

## 一章 第二次大戦の勃発とインド

# 第一節 インドの参戦と民族主義者側の態度

Congress Committee)は、「インド人の同意なくして、インドを戦争に巻込んだり、」インドの資源を戦争に使用せんとするいか 晩不可避であることがインドにおいても次第に明白になつてきた。 一九三九年五月一日、 全インド会議派委員会(AII India 九三九年三月のドイツのチェッコスロバキア併合以来、著しく硬化してきたイギリスの政策からして、英独の衝突は早

インドにおける権力移譲への一過程

四九

なる企てにも反対する」決意を再確認した。しかし、イギリスはこのような抗議を無視して、アデン次いでエジプト、(1) ガポールにインド軍増援部隊を送り戦争の 準備を 行つたため、 八月十一日に 開かれた 会議派運営委員会 (Congress Working

Committee) はこれに強く抗議して、中央立法議会(Central Legislative Assembly・通称インド下院)の会議派議員に、(2) イコットすることを命じ、また州政府の会議派内閣に対しては、イギリス政府の戦争準備に協力しないこと及び会議派政策 次会期 よりボ

の要求する時にはその職務を放棄する用意を整えておくことを要請した。

れる重大な意見の相違が会議派内に生じた。ガンジーは、その信念である非暴力の見地から戦争参加を拒絶したの で ある 感じられはじめた一九三八年頃から、戦争が起つた場合インドのとるべき立場について、ガンジーとネールの対立に代表さ

しかし、このような会議派の態度は、必ずしも戦争非協力を絶対的な政策としたものではなかつた。戦争の危険が身近に

原理の上に立つものではなく、完全に政治的考慮に基づいて決定されたものであつた。 ると主張していた。そして、戦争の勃発直前のこの八月十一日の運営委員会声明にみられる戦争非協力の態度は、 が、ネールは、 戦争を利用してインドの独立を達成すべきであるとの見地から、独立が許与されれば戦争に協力すべきであ 非暴力の

ド回教徒の要求を直ちに受入れねばならないと主張した。殊に、一九三五年インド統治法に規定された連邦計画は、ヒンヅ 教徒に対する政策を遺憾とする決議を通過せしめ、もしイギリスが全世界の回教徒の支持を求めようと欲するのなら、イン 1 のムスリムに対する支配を永久に確立するものであるとして、回教徒連盟から強く反対されたのである。 一方、八月二十七日ニューデリーで開かれた回教徒連盟評議会 (Council of the Muslim League) は、

イギリス政府のインド回

正インド統治法 (Government of India Amendments Act of 1939)」は、同年四月に一度提出されていたもので、インドが戦争によ 3 ーロッパを覆つていた戦雲は、九月一日に至つて遂に嵐を呼んだ。ドイツのポーランド侵入に始まる第二次大戦の勃発 同日、 イギリス議会はインド統治法の修正法案をほとんど何等の討議も行わずに可決した。この「一九三九年の修

つて脅威を受けた場合、憲法を停止することなく、一九三五年統治法の(4) 『州自治」 規定の部分を 中断し、 州政府に対する

「指導および統制の絶対権」を総督に付与しようとするものであつた。

は主として民族主義運動を抑圧する目的を有したが——のために峻厳な「インド防衛条令(Defence of India Ordinance)」を発布 も相談することなく、インドはイギリスとその同盟者の側に立つて戦うことを宣言した。総督は同時に、(5) した。次いで九月十一日、総督はインド下院において、連邦制の実施を戦争が終了するまで延期する旨声明した。(6) 九月三日、イギリスはドイツに宣戦したが、インド総督リンリスゴー卿 (Lord Linlithgow) は、 直ちに且つインド側の誰に 治安維持-

の協力を要請した。この総督の協力要請に対し、藩王会議議長は無条件で協力を約したが、ガンジー、ジンナーは夫々党での協力を要請した。 (w) ンナー、ジャム・サヒーブ藩王会議議長 (Jam Sahib of Nawanagar, the Chancellor of the Chamber of Princes) ——と会談して戦争へ このようにしてインドに戦時体制を確立するとともに、翌九月四日、総督は三人の有力なインド側代表――ガンジー、ジ

審議すべきことを約して即答をさけた

ŋ, してインドの独立を達成すべきことを主張した。この両極端の間に、ネールらの中道派があつた。それは、ファシスト勢力 よつて当然とられるであろう非協力、抵抗運動の手段は、 かし、そこには多分に矛盾的要素が存在していた。何故なら、もしイギリス側がインド独立の要求を拒絶すれば、会議派に の敗北、イギリス側民主主義陣営の勝利を希望するとともに、この機会をとらえて独立の要求を通そうとしたのである。し 会議派の態度は極めて複雑であつた。ガンジーは、彼自身の同情は、 かれらに与えるべき支持は、すべて無条件になさるべきであることを明かにしたが、彼のいう支持とは、 非暴力的なものであつた。一方急進派は、イギリスの困難はインドのチャンスであるとして、この機会を最有効に利用。 (゚゚) 明かにイギリスの戦争遂行能力を弱め、 純粋に人道的立場からイギリスやフランスの側にあ 反ファシストという彼ら あくまで道徳

の目的とは反することになるからである。

インドにおける権力移譲への一過程

(六二七)

規定したものであつた。 この九月十四日のワルダ決議はいうまでもなく中道派の勝利を物語るものであり、条件付協力という以後の会議派の方針を 協力するであろうとして、イギリスがその戦争目標、特にインドを含めての新秩序への構想を明かにすることを要求した。 である。自由にして民主主義的インドは、喜んで侵略に対する相互防衛のために、また経済的協力のために他の自由諸国と ギリスが真にデモクラシーのために戦うものならば、イギリスはその帝国主義的所有を放棄し、インドに自決を認めるべき ので、いかなる外部の権威もこれを犯すことは出来ないとして、イギリスの参戦の際採つた方法を非難した。更に、もしイ し、それに抵抗するものに同情を表明したが、同時に、インドの戦争、平和の宣言はインド人自身によつて決定さるべきも 員会は、九月十四日大要次のごときネール起草の声明を決議した。それは先ず、ファシズムやナチズムの侵略の不法を非難 このような各派の主張を背景に、戦時におけるインドの立場を決定すべくワルダで九月八日から開催された会議派運営委

証が与えられねばならないと決議した。 目標はヒンヅーとムスリム平等の原則の上に立つ統一インドにおけるゆるい連邦制の樹立にあつた。九月十八日、ニューデ の支配している州における回教徒の公正な扱いと、回教徒連盟の同意なくしていかなる憲法上の改革も行われないことの保 リーで開かれた回教徒連盟運営委員会は、連合軍に深い同情を感じてはいるが、回教徒の協力は次の二つの条件即ち会議派 一方、回教徒連盟では、約半年後のラホール大会で決議されたパキスタン案は未だ党執行部では問題になつていず、その

す多数の指導者と会合を重ねていつた。イギリス側のこの問題に対する回答に大きな譲歩の期待しえぬことは、九月二十七 会議派のガンジー、ネール、プラサド(Rajendra Prased・会議派議長)、回教徒連盟のジンナーなどを含む各党各派の五十名を越 これらの要求に対するイギリス側の回答は極めて慎重であつた。九月下旬から十月上旬にかけて、リンリスゴー総督は、

日にインド相ゼットランド卿 (Lord Zetland) が上院において、「会議派が、この機会を捕えて再びその要求を主張することは、

がとられることを望んでいないし、また特にインドに関し、戦争や平和の目的を明かにするあらゆる機会をイギリス政府に イギリス側の譲歩になおも大きな期待を抱き、九月十四日のワルダ決議を確認し、更に「委員会は、早急になんらかの決定 やや不幸なことと考える」と述べたことに示唆されていた。しかし、十月九、十の両日開かれた全インド会議派委員会は、(3)

ける各党各派の間に、著しい見解の相違、著しく異る解決策の存することを指摘した後、Hイギリスの戦争目的 与えることなく、その最終的決定をするつもりはない」と声明して、その妥協的態度を示した。 十月十七日に至つてはじめて、リンリスゴー卿は長文の声明を発表して、イギリス政府の態度を明かにした。インドにお

group)を総督の下に設置する用意がある——と発表した。 側各党各派及び諸侯と一九三五年法の修正のため協議を行うであろう、四さしあたつての正しい解決策として、戦争遂行上 九三五年統治法の示した政治計画を改良する可能性は現在のところ存しない。戦争が終れば、イギリス政府は喜んでインド ち、考えられるインド発展の自然の結果は、自治領の地位であり、それは段階的に達成せられることを確認し、闫更に、一 ド統治法前文の趣旨および一九二九年のアーヴィン総督(Lord Irwin)によるこの前文の解釈で明かにされた如くである、 のにしろ他に向けられたものにしろ、侵略と戦うものであり、勝利を望むものでなく戦争が今後再び生じないよう、よりよ は、現在のごとき初期の段階でその詳細な定義を下すことは不可能であるが、イギリス参戦の目的が、自己に向けられたも および憲法改正準備のための諸問題を討議するために、インドにおけるすべての大政党や諸侯を代表する顧問団(consultative き国際組織の基礎を確立せんと望むものであると述べ、口インドの地位に関するイギリス政府の考えは、 一九一九年のイン

ことを表明した点にあつたが、会議派のもつとも注目していた戦争目的としてのデモクラシーとインドの独立については一 この声明に示されたイギリス政府の唯一の従来の政策からの進歩は、「戦後に、憲法修正のために会議を開く用意がある」

言 も触れていなかつたので、この総督声明は、会議派のみならず広く各方面から激しい非難を受けた。ガンジ ー をし て、

インドにおける権力移譲への一過程

た

五四

リス政府のインド人民に対する最終回答であるならば、両者の間には共通の広場はない、道は完全に分裂である」と発表し(ド) 「会議派はパンを求めて石をえた」と慨嘆せしめ、ネールはアザード (Abul Kalam Azad) との共同声明で、「もしもこれがイギ

三五年統治法に基づいて十一州中八州(マドラス、ポンペイ、連合州、中央州、ピハール、オリッサ、北西辺境州、アッサムの各州)で組 で会議派はそれを拒絶するとして、イギリス非協力を決議した。イギリスに対する非協力の第一段階として、委員会は一九 国主義の明白な繰返しにすぎない。それ故今次の戦争でイギリスを支持することは、帝国主義政策を確認することになるの 十月二十二、二十三両日、ワルダで開かれた運営委員会は、総督の声明には会議派として全く不満であり、それは古い帝

れない事態に備えて用意を整えておくことを要求したが、同時に市民的、不服、従、政治的ストライキといつた様な火急な行れない事態に備えて用意を整えておくことを要求したが、同時に市民的、不服、従、政治的ストライキといつた様な火急な行 織されていた会議派内閣に十月末日までに辞任するよう指令した。また委員会は、会議派のすべての党員が将来起るかも知 余地を残したもの」であつた。 に希望を繋いでいたことを示すものであり、ガンジーによれば、「イギリス政府に、 その愚劣な失敗をつぐなわせる活動の 動はこの段階においてはとらないように警告した。この比較的穏健な決議は、会議派内の主流がなおもイギリス政府の反省

を認識して、憲法制定にあたつてはかれらに相談することを約したことに満足の意を表明した。 イギリス政府が、会議派のみが全インドを代表するとの会議派の不当な要求を拒絶し、また種々の党派間にある意見の相違 一方十月二十二日、会議派と時を同じくして開かれた回教徒連盟運営委員会(Working Committee of the Muslim League)は、

守党がインド内のコミュナルな対立を理由に従来の政策を維持し、インド発展の自然の結果が自治領の地位にあるとの極め て消極的な立場を固執したのに対し、労働党は、戦後インドに独立を与えることに積極的で、英印関係の改善にも意欲的な イギリス本国においても、下院(十月二十六日)、上院(十一月二日)で十月十七日の総督声明に関する討議が行われたが、保

# 二節 民族主義者の協力を求める総督の努力

が前提条件とされていた。この、先ず第一にコミュニテイ間の意見の調整——以後のインド民族主義者の独立要求に対する の進歩もみられなかつた。憲法改革上の問題はすべて戦後のこととされていたし、また行政参事会への参加という僅かばか れないことを強調した。彼はまた、インド憲法は外国の干渉を受けない制憲議会により制定されるべきであると主張した。 をあげることが出来なかつた。十一月三日、プラサドは長文の回答を総督に送り、現在の危機は完全に政治的のものであり、 Executive Council)に両者の代表を参加させる用意があることを明かにした。翌日ガンジー、プラサドとジンナーの間で会見が(※) して、その席上、現在のインドにおいてその政治的発展に対する最大の障害は、主要宗教的社会間に存する意見の不一致で イギリス側回答の常套手段となつた――をというイギリス側の主張と、すべてに先立つて戦争目標を明かにし、 コミュナルなものではないとし、イギリス政府がその戦争目的を明かにしない限り、会議派はいかなる協力措置にも応じら かの妥協的態度を示した。その最初の妥協的措置として、十一月一日総督は、ガンジー、プラサド、ジンナーの三人と会談 十一月一日の妥協案は、十月十七日の総督声明をほんの僅かながら前進せしめたものであつたが、その本質においては何 州の政治において会議派と回教徒連盟の間に協調の基盤が出来たなら、イギリス 政府は 総督の行政参事会(Viceroy's 前述のごとき会議派の激しい忿懑を和げるために、 両会議派領袖が、イギリス政府がその戦争目的を明白にしない限り討論に応じられないとしたため、何ら成果 回教徒連盟との妥協という会議派にとつては最大の弱点であり、当時ほとんど不可能になりかけていたこと リンリスゴー総督は、一九三九年秋から四○年春にかけて幾回 憲法制定の

措置をとることを要求する会議派側の主張間の対立を調整することは全く困難であつた。

ると声明した アッサムを除く七州) の内閣の総辞職に対しては、 一九三五年統治法第九十三条によつて、 知事がその行政上の 全権を掌握す

十一月五日、総督は彼の妥協の試みが 失敗に終つたことを明かにし、 会議派による 七州(会議派八州中連立政権を作つている

をしているのだと非難し、自由インドの憲法制定のため制憲議会の召集を要求する決議を可決した。委員会は、個人的不服 の要求と何ら抵触するものでなく、イギリス政府はそのインドにおける帝国主義的支配を維持するために、 十一月二十三日、アラハバードで開かれた全インド会議派委員会は、少数民族の要求も藩王達の要求も会議派の民族独立 そのような主張

従運動の開始を以てイギリスに対抗するとの強硬な態度を示したが、なおも「独立目的の達成のため、イギリス政府との折

回教徒連盟が十月十七日の総督声明をむしろ好意的態度で迎えたことは前述の通りであるが、しかしその声明では

衝を継続する」ことも附加していた。

つた。即ち、臼事情の許す限り早く、 若しくは戦後直ちに、将来のインド憲法の 全問題(一九三五年インド統治法を離れて)が、(②) 終ると、十一月五日ジンナーは、イギリス政府と会議派の不仲を巧みに利用して、次の四点の確認を求めた書簡を総督に送 たいかなる憲法も、 初めから (de novo) 検討され、再考慮される、☆イギリス政府若しくは イギリス議会に よつて 作られるいかなる宣言も、ま なお不明確であるとして、ジンナーに全権を委任して更に交渉を続けることにした。十一月初頭の総督の妥協折衝が失敗に インドの二大宗教的社会の同意なしには行われない、曰イギリス政府は、パレスチナのアラブ人のすべ

く一切の政策や計画の再考慮を除外するものではない、口イギリス政府は、インドにおける回教徒社会の地位の重要性を完 会議派との完全な交渉決裂以来、回教徒連盟に接近しはじめていたイギリス当局は、ここで極めて好意的な回答を連盟に 即ち総督は、十二月二十三日のジンナー宛回答で、台彼の十月十七日の宣言は、一九三五年統治法或はそれに基づ(36)

ての合理的民族要求を叶えるよう努力する、四インド軍は、インド外でいかなる回教国家に対しても使用されない

全に認識しており、 回教徒の意思には充分な考慮が払われる、勻パレスチナのアラブ人の要求を叶えるべく努力する、蚵仮

定の問題で答えにくいが、インド軍が他の回教国家と戦うことのないよう充分考慮する、と誓約した。

十二月はじめ、ジンナーは十二月二十二日を「解放の日(Day of Deliverance)」とみなすよう全インド回教徒に呼びかけた。

を記念してというのであつた。彼の巧みな政治的手腕により、回教徒連盟は着実にその勢力を拡大しつつあつた。会議派の

会議派州内閣の総辞職によつて、それら州における会議派支配が少くとも停止され、その圧制から回教徒が解放されたこと

主張する戦争終了時に憲法制定会議をという呼びかけにも回教徒連盟は一顧だにしなかつた。

として主張されているコミュナルな問題の解決は、 [教徒連盟の右のような活動に対抗して、十二月十八日開かれた会議派運営委員会は、イギリス政府により妨害的なもの 一党(回教徒連盟)が第三者(イギリス)の好意を得ようと努めている限り

期待しえないとし、非暴力不服従 (satyagraha) による完 全 独 立 (purna swaraj) の獲得の必要を認めたが、 更に回教徒連盟の 国民に呼びかけた 「解放の日」に対抗して、翌一九四〇年一月二十六日を「独立の日 (Independence Day)」と定め、 闘争の準備に備えることを

結実するのであるが、インド民族主義者が――その主張には各党によつて種々相違があるにせよ――多かれ少なかれこの機 会を利用して独立要求を達成しようとしたのに対して、イギリス当局は、 その独立に関する 折衝は すべて 戦後の問題とし

第二次大戦の勃発は明かに、その独立をイギリスに承認せしめる絶好の機会をインドに与え、事実それが一九四七年には

て、先ずはこの戦争においてインド国民の協力をかちえることに主眼をおいたのであり、この両者の問題解決へのアプロー チの根本的相違が、 戦争中を通じて両者殊に会議派とイギリス政府の妥協を不可能にした最大の原因となつていたといえよ

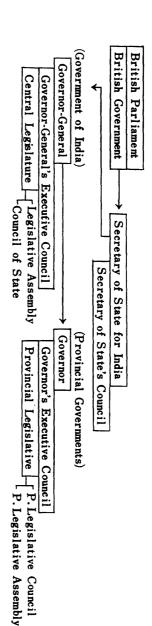
5

î The Indian National Congress; Indian National Congress, 1939-40, pp. 10-11, quoted by Prasad, Bimla; The Origins of Indian

インドにおける権力移譲への一過程

Policy, Calcutta, 1960, p. 143

(2) 一九三五年インド統治法により改正されたイギリスのインド統治機構の概要は次のごとくである。



onal Movement and Constitutional Development of India, Delhi, 1959. 以譲る。 なかつたため、中央立法府は一九一九年インド統治法規定のままで残された。インド統治制度については、たとえば Aggarwala, R. N.; Nati-なお一九三五年統治法は、中央立法府に代つて連邦立法府(Federal Legislature)を作ることを制定していたが、連邦計画が予定の如く進行し

- ( $\circ$ ) Chatterji, Amiyā; The Constitutional Development of India: 1937-1947, Calcutta, 1958, pp. 26-28
- (4) 一九三五年インド統治法第四十五条によつて、憲法に規定される制度が機能を失つた場合、総督は声明によつて連邦内のいかなる権力をも 掌握し、憲法のいかなる部分をも停止する権限を有する。また同法第九十三条は、同様な場合に、知事にその州内のすべての行政権を声明によ つて掌握する権限を与えていた。
- (5) ラジェンドラ・プラサドもその自叙伝において、「当時中央立法議会は会期中であり、 十一州にはとにかく 民意を代表する政府があつたに ている。吉沢清次郎著「ラジェンドラ・プラサド」 一三二 — 三三頁 (本書は Prasad, Rajendra; Autobiography, Bombay, 1957. の訳著)。 他の各界もこの総督のやり方を遺憾と考え、この総督の重大な過ちが、以後のインドの協力を確保するための重大な妨げとなつた」ことを述べ も拘わらず、総督は宛も戦争はインド人には何の関わりもないというように、インド人には何の相談もしなかつた。会議派運営委員会も、また
- <u>7</u> 一九三五年インド統治法の規定した連邦制度案に対しては、当初から反対が強く、インドの二大政党たる会議派と回教徒連盟もこれに強く

6

Chatterji, op. cit., p. 30.

度統治機構の史的概観」一四一頁。 的に受諾しえぬことを決定したため、 反対していた。更に一九三九年初頭以来の総督と藩王国代表との連邦参加についての話合が、六月になつて藩王会議が満場一致で総督案を根本 連邦制の実施は全く絶望的となつたのである。Chatterji, op. cit., p. 31. 或は、満鉄東亜経済調査局刊「印

- 8 つて確認された。なお藩王会議については、Lumby, E. W. R.; The Transfer of Power in India, 1945-7, London, 1954, p. 202ff. ジャム・サヒーブの協力と援助の約束は、翌一九四〇年三月十一日の藩王会議が、イギリス政府への無条件援助の決議を可決したことによ
- (9) 吉沢・前掲・一三一—一三二頁。及び、 Namboodiripad, E. M. S.; The Mahatma and the Ism, New Delhi, 1959. (大形孝平訳・ガンディ 一主義・一五九頁以下参照)。
- 吉沢・同上・一三〇頁。或は、Menon, V. P.; The Transfer of Power in India, London, 1957, pp. 60-61.
- (二) The Full text is found in Prasad, op. cit., p. 293 ff., Appendix W.
- (2) Cmd. 6121. Appendix D. The League Working Committee's resolution passed on 18th September, 1939, quoted by Chatterji, op. cit.,
- (3) Chatterji, ibid., pp. 37-38.
- (1) Prasad, op. cit., p. 154.
- <u>15</u> The Full text is found in Bhagat, K. P.; A Decade of Indo-British Relations, 1937-47, Bombay, 1959, p. 441 ff., Appendix X.
- ndas Karamchand Gandhi, Vol. 5, Bombay, 1952, pp. 227-247. Harijan, Oct. 21, 1939. この当時のガンジーについては、テンドウルカールの著に詳しい。See Tendulker, D. G.; Mahatma, Life of Moha
- T) Bhagat, op. cit., p. 76
- (18) 十月二十八日のマドラス会議派内閣の辞任以来十一月十五日までに、会議派の支配していた八州の内閣は次々と総辞職した。後継内閣の成 しかし、この会議派内閣総辞職という手段が適切なものであつたかどうかについては論が分れる。R・プラサドら会議派指導者は、それは決し 立したアッサムと、非会議派内閣のパンジャブ、シンド、ベルガルの四州を除く七州では、すべての権限を知事が掌握した。Bhagat, ibid., p. 82 て失敗ではなかつたと述べているが(吉沢・前掲・一三七頁)、一般には、それが会議派を完全に権力の座から遠ざけ、 力を弱めた点からして、会議派戦術の失敗であつたとされている。Menon, op. cit., pp. 68-69. 或は満鉄東亜経済調査局・前掲・一四五頁。 イギリス当局との交渉
- 음) Prasad, op. cit., pp. 156-157
- R) Bhagat, op. cit., p. 77.
- 3) Parliamentary Debates, H. of C., Vol. 352, 26 th Oct., 1939

インドにおける権力移譲への一過程

五九

- 後に(一九四○・二・五)これは四人で、うち二名が会議派、一名が回教徒連盟、其他一名の予定であることが明かにされた。Menon, op
- (23) このような会議派の強硬な態度の裏には、 その完全独立に近づこうと努力したのである。Namboodiripad, op. cit.(大形孝平訳・ガンディー主義・一五六―一五九頁参照 があるのであり、そのため会議派指導者達は、 何とかしてイギリス政府の確約をとりつけておこう、そして早く制憲議会を召集させて一歩でも チラクらの警告にもかかわらず全面的にイギリスを信頼して裏切られた第一次大戦時の苦い経験

(2) Menon, op. cit., p. 70.

結果を生んだが、また時にはイギリス当局を困惑せしめる現象ともなつた。特に、インドの統一自治領としての独立を期待したイギリス政府に きたことは周知の通りであつた。しかし、第二次大戦勃発当時には、この両者の対立は時にはこの場合のようにイギリス政府にとつて好都合な ことを恐れたイギリスが、廿世紀初頭以来ヒンヅー社会とムスリム社会といり二大コミュニテイの対立を激化せしめることを長年の政策として 勢は、以後の対インド政策における最大の負担となつたことに止目すべきである。 とつては、彼等がその種をまき、それを育てた因果とはいうものの、両コミュニテイの激しい対立と、その必然的結末としての分割独立への趨 いうまでもなく 'divide and rule' はイギリスのインド統治の大原則であつた。インド民族運動が統一化されることにより非常に強力になる

## 第二章 会議派と回教徒連盟の政策

註(24)に同じ。

### 一節 会議派の戦争非協力方針

が、一九四○年に入ると総督は、このような事態を改善するため第二回目の妥協折衝を開始した。 さてこのように、イギリス政府と会議派、また会議派と回教徒連盟の二つの対立の激化の中に一九三九年は終るのである

ے کر けるイギリス政府の目標は、出来るだけ早く「自治領の地位」を与えることにあり、またインドにおける諸派間の対立を早く 即ち一月十日、ボンベイの東洋協会主催の午餐会における演説で、インド統一のため藩王国もこれに含めることの必要なの。 回教徒や不可 触 賤 民ら少数民族の要求をイギリス政府は充分に尊重する意思であることを強調し、更にインドにお

解消させたい考えであることを明かにした。

が明白になるばかりで、二月五日の総督とガンジーの会見も事態を好転させることは出来なかつた。(4)(5) ガンジーらと会つて意思の疎通を図つたのであるが、回教徒連盟の会議派に対する著しい不信感が抜き難いものであること(3) 袖デサイ (Bhulabhai Desai)、パンジャブ州首相ヤット・カーン (Sir Sikander Hyat Khan)、ベンガル州首相フーク (Fazlul Huq)、 このような構想の下に、このステートメントの後、二月三日から六日にかけて総督は、ジンナー、中央立法府の会議派領

されはじめ、従来支配的であつた「一面抵抗、反面交渉」の戦術から「徹底的抵抗」の政策に移行していつた。 進派が益々その地位を増大することとなつた。急進派と穏健派の間に存した大きな意見の対立も、次第に急進派の力に圧倒 したため、会議派内ではもはやイギリス政府との交渉を絶望的とみ、前年末以来次第に勢力を伸張してきていた会議派内急 会議派内ではもつとも協調的で、イギリスとの妥協にもつとも穏健な態度を示してきたガンジーが、総督との交渉に失敗

二月二十八日、パトナに開かれた会議派運営委員会の激しい決議は正にこのような情勢の下に行われたものであつた。パ

トナ決議(Patna Resolution)は次の如く宣言した。

派は自己の組織が準備を完了し、或は危機が激化して四囲の情勢の変化せる場合には直ちに躊躇せずして非暴力不服従の手 を決定しうるものである。会議派各州内閣の辞職に続いて当然非暴力不服従運動が開始せらるべきである。即ち、 ド国民のみが、普通選挙によつて選出せられた憲法議会を通して正当に憲法を作成し、且つインドと全世界の諸国との関係 る地位を与えらるるともインドにとり決して相応しいものでもなく、また大国民の面目を保持せしむるものでもない。イン 「インドの自由は、イギリス帝国主義の軌道内には存在しえず、且つイギリス帝国機構内部において自治領乃至他のいかな

このパトナ決議は、三月二十日のラムガルー (Ramgarh) における会議派全国大会において圧倒的支持(三五〇〇対一五)をう

段に訴えんとするものである。」(6)

インドにおける権力移譲への一過程

ものであり、このような状態で戦争に参加することは帝国主義の永続化のために協力することを意味することとなるから、 けて可決され、更に最近のイギリス政府の声明は、 イギリスが本質的には帝国主義的目的で戦争を遂行していることを示す

会議派は協力を拒否し、非暴力不服従の手段によることを決定し、会議派の組織がその目的のため充分に整えられるか、も

しくは四囲の情勢が危機を早めた場合には、直ちに非暴力不服従の手段をとるであろうことを宣言した。 会議派の目標とイギリス政府の約束の間には大きな懸隔があり、抵抗闘争がいずれ不可避となることについては異論はな

インド人に襂透せしめることに全力を注ぐこととなり、その組織作りと運動開始の時期はガンジーに任された。しかし、ガ ンジーら党穏健派は、「われわれはイギリスの滅亡からインドの独立をかちとるべきではない、それは非暴力の道ではない」 ガンジーらとの間には、重大な意見の対立があつた。結局ガンジーの勧告により、会議派は先ず、サティアグラハの精神を しかし、非暴力不服従の即時開始を希望する者と、未だ組織がその目的のため充分に準備されていないと主張する

ていたので、このような生ぬるさに不満の会議派内の社会主義者、国民民主党員らは、先に除名処分をうけたボース(Subbas として、連合国の中心部における白熱的戦争が止み、将来が開けてくるまでは会議派は待つべきであるとの考えに支配され

た。 情勢がサティアグラハを不可避ならしめる方向に進みつつあることを認めたが、なお非暴力不服従の指令を出すことは控え るよう要求し、四月六日から「国民闘争週間」を開始した。四月十六日から十九日にかけて開かれた会議派運営委員会は、 Chandra Bose) を議長として「妥協反対会議 (Anti-Compromise Conference)」を発足せしめ、会議派が直接且つ即座の闘争を開始す

いであろうとの声明を発した。 会議派が非暴力不服従運動の脅迫に訴えるならば、イギリス政府はそれを鎮圧するため「充分なる手段」に依らざるをえな このような会議派の動きに対して、イギリスのインド担当国務次官オーネル卿 (Sir Hugh O'Neill) は、 四月十八日、

### 二節 回教徒連盟のパキスタン決議

いことに不満であると通告した。 た「インド回教徒の同意なしでは、 一方、二月二十四日ジンナーは、 いかなる宣言もまた憲法上の改革も行わない」ことの保証に、充分な回答を与えていな 総督に対して、前年十二月二十三日の総督書簡が、回教徒連盟運営委員会の特に要求し

局に至る可能性である。第三の可能性は、三者協定が結ばれ、出来るだけインド人の希望に反しないような範囲で、イギリ ることによつて、やがてヒンヅー・ムスリム間の対立が完全に消え失せ、両コミュニテイの不和の原因が取除かれる可能性 民であること、第二に全インド的規模の民主主義はインドにおいて実行しがたいことに意見の一致をみたと述べ、イギリス 発言を行つた。ジンナーは更に、回教徒連盟内の討議の結果、かれらは、先ず第一に回教徒は少数者ではなく、むしろ一国 の総督の考えに対してジンナーは、この中では第三の道がもつとも優れているように思うが、それとても多くの困難が予想 ス政府が、現在想像されるより長期にわたつて、インドに滞在することを必要とするかも知れない道であると語つたが、こ であり、第二の道は、イギリスが究極的には撤去するとの仮定に立つものであるが、両コミュニテイ間の衝突が激化し、破 希望するところであり、又そのため努力しているところであるが、一九三五年インド統治法に示された憲法機能が遂行され た。これに対して総督は、インドには将来とりうる三つの主要な可能性があるように思う、即ち、 が次第に撤去して、その支配権がヒンヅーに手渡され、ヒンヅー支配が確立されることに回教徒は耐えがたいことを表明し 三月十三日、総督はジンナーを招いて会談したが、席上ジンナーは、「もしイギリス政府が、 インドの憲法改革問題を解 第一の道は、 イギリスの

この会談において、 ジンナーは回教徒連盟にインド分割の考えがあることを示したが、これはイギリス当局に対する最初

の提示であると同時に、同月下旬開かれた回教徒連盟年次大会における劃期的パキスタン案の提議を暗示するものとして注

目さるべき言葉であつた

三の両日開催された回教徒連盟ラホール大会は、二十三日「パキスタン決議」として知られている全文次のような重大な決 会議派がラムガルーにおいて、イギリスに対する非暴力不服従による抗議を決議した直後の一九四〇年三月二十二、二十

議を行つた。

に一九三五年インド統治法に示されるような連邦計画が、この国の特殊事情には全く不適切且つ運用しがたいものであり、回教徒インド 決された憲法問題に関する決議に示されるような、全インド回教徒連盟の評議会並びに運営委員会によつてとられた行為を承認し、同時 ⊖全インド回教徒連盟今次大会は、一九三九年八月二十七日、九月十七日、十八日、十月二十二日、一九四○年二月三日にそれぞれ可

には受け入れがたいことを明白に繰返すものである。

ンドの各政党、利益代表、コミュニテイと協議して検討され直すであろうことを保証してはいるけれども、回教徒インドは、全憲法案が 「新たに」再検討されない限り満足しないこと、またいかなる改革案も、それが回教徒の承認と同意をえたものでない限り受理しがたい □イギリス政府を代表して一九三九年十月十八日総督の行つた宣言は、一九三五年インド統治法の基調となつている政策や計画が、イ

ことを明白にするものである。

する構成単位をもつ「独立国家」が構成されるように統合されねばならない。 必要な領土的修正が施され、インドの北西部や東部地帯のように回教徒が多数を占めている地方では、その中にそれぞれ自治と主権を有 いうのが、全インド回教徒連盟今次大会の一致した見解である。即ち、地理的に隣接する単位は地域に分界統合される。その分界の際、 母いかなる憲法案も、次のような基本原則に基づいて考慮されない限り、この国においては運用しがたく且つ回教徒に受理しがたいと

また、各単位、各地域内の少数者のためにその宗教、文化、経済、政治、行政上及び其他の権利や利益を、かれらと協議して 守る ベ 適当で効果的且つ義務的な保護が、憲法で特に規定されねばならない。回教徒が少数者であるインドの他の地方でも、かれらや其他

の少数民族のために、その宗教、文化、経済、政治、行政上及び其他の権利や利益を、かれらと協議して守るため、適当で効果的且つ義

務的な保護が、憲法で特に規定されねばならない。

この有名な「二国理論」の背景を説明してジンナーは更に次のごとく述べている」(ユン(ユン(ヨン(ヨン(ヨ)(メサ)

語のいかなる定義からみても国民であり、かれらは自分の祖国、領土そして国家をもたねばならない」(ほ) 的統一は、 その目的のために確立された機構への不満を増大せしめ、終にはその破壊へと向うことは明かである。過去千二百年の歴史 の文化に属している。一つは数的に少数民族であり、他は多数民族である二つの国民が一つの国家のもとに生活することは、 慣、文学に属する。彼らの間に相互の交流はなく、衝突する考えと概念に基づく、また異る歴史的運命をもつ全く異る二つ は統一をもたらすことに失敗してきたし、インドは常にヒンヅー・インドとムスリム・インドに分裂してきた。現在の人為 ムが共通の国民性を続けうるというのは夢にすぎない。……ヒンヅー教徒とムスリムとは、二つの異る宗教哲学、 「イスラームとヒンヅーイズムは、厳密な意味での宗教ではなく、実際には異なる社会秩序であり、 イギリスの征服以来のことにすぎない。……回教徒は通常知られているごとく、少数民族ではなく、 ヒンヅー教徒とムスリ 国民という

盟によつてそれが正式に決議されたことは多大の反響を捲起さずにはおかなかつた。ヒンヅーは激しい抗議を発し、 める契機となつたこと、また爾来回教徒連盟がインド回教徒内の支持層を飛躍的に増大させていつたことには議論の余地が かに幾多の弱点、不合理性をもつてはいたが、しかし、このパキスタン決議が、会議派と回教徒連盟とを決定的に分裂せし 数民族もこれを不愉快に感じた。回教徒内ですら、この決議に反対するものが 少くなかつたのである。 また 多くの 回教徒 は、ジンナーはそれを交渉の具として宣言したのだろうと考えた。 このパキスタン決議は、インド内外に大きな衝撃を与えた。考えそのものは決して新奇なものではなかつたが、 ムスリム一国民論は、 各方面から非難されたごとく、 回教徒連 他の少

#### 第三節 会議派のディレンマ

に政権を握つている回教徒連盟に充分のウェイトをおくことが必要であると答申した。 要の有無については、今はその時期でないし、また会議派と回教徒連盟の見解が全く対立している現在、幾つかの州では現 の上にイギリス政府は戦争を行いうるとし、政府の問合わせた戦後の憲法、制度等についての調査のための小委員会設置の 在の状勢では会議派或は回教徒連盟のいずれからも、戦争遂行の妨げとなる程の抵抗は起らないであろう、即ち現在の基盤 も強く反対した保守的な人物であつたことからみて、インド問題の解決にとつてはむしろ後退的、反動的となるであろうと 任命された。チャーチル内閣の成立は、彼が一九三五年インド統治法成立の時、インドに自治領の地位を約束することに最 五月チェンバレン内閣に代つてチャーチル内閣が登場し、インド相には ゼットランド卿に 代つてアメリー (L. S. Amery) が よつて急変し、オランダ、ベルギーに続いて六月には終にフランスも屈服を余儀なくされた。危機に瀕したイギリスでは、 一般には考えられた。新政府は直ちに総督に対して、インド問題の参考意見を求めたが、これに対して総督は、少くとも現 時小康を保つていたヨーロッパの戦況は、一九四○年四月、ナチス・ドイツのノルウェー、デンマークへの電撃作戦に

ある、と主張した 議派が参加を拒絶した場合にはそれを除いてでも参事会を設立すべきである。またイギリス政府は、 て、回教徒連盟は、一九三九年十一月の行政参事会拡大に関する総督提案に従つてイギリス政府に協力する用意があり、会 を出す場合にも、回教徒連盟の提案している二つのインド案を充分に検討した後に、また回教徒側の同意をえて行うべきで 六月十五日の回教徒連盟運営委員会で総督と交渉する全権を与えられたジンナーは、同月二十七日の総督との会見におい いかなる憲法上の宣言

会議派としては受入れることができないことを決定した。「ガンジーは、 会議派が非暴力の信条を貫き、 インドが外国の侵 一方、会議派は六月十七日から二十一日にかけてワルダで運営委員会を開き、ガンジーの要望する極端な非暴力の立場を

略や国内の不秩序から武力をもつてその自由を守ることを放棄するよう希望しているが、現在の世界の情勢からみて会議派 会議派の完全独立要求を認めるなら、 ある」と。三月二十日のラムガルー決議の規定したイギリスへの完全な非協力という激しい態度を変更し、もしイギリスが ンジーの非暴力主義は、一時後退を余儀なくされ、彼自身も以後会議派のプログラムや活動に対する全責任から解放された。 はその政策に従うことは出来ない。しかし非暴力的方法によつて独立のために戦う会議派の政策に関しては、 七月三日から七日にかけてデリーで開かれた緊急会議派運営委員会は、七月七日デリー決議を採択して、両国間の懸案を 勿論フランスの降伏に伴う国際情勢の緊迫化とイギリスの危機によるものであつた。 イギリスに全面的協力を寄せることを躊躇するものではない、との柔軟な政策に態度 会議派内におけるガ 従来と不変で

府(Provisional National Government)が中央に設立せらるべきことを提案し、もしイギリス政府にしてこの提案を受理するなら(②) 言によれば、「イギリスへの積極的接近」のための政策が採択され、 完全独立が承認された場合、それを口先だけの約束でなく、実際の効果を伴わしめる最善にして最も可能性ある暫定的措置 議会の召集其他の完全独立に伴う諸措置をとることの困難なことが認識された結果、その要求するイギリスによるインドの の性格をもつものであつたが、中央立法府の全選出議員の信頼を博し、また地方の責任政府とも密接な協力を保つ仮国民政 のとしてのニュアンスを従来より弱めた。前マドラス州会議派内閣の首相であつたラジャゴパラチャリ (C. Rajagopalachari) の(2) 解決する唯一の道は、 会議派は国家防衛のため全力を挙げてイギリス政府に協力するであろう、と誓つた。緊迫せる国際情勢のもとで、 イギリスによるインドの完全独立承認以外にないことを確認したが、しかし、 従来の政治的行詰りの打開のため、 早急に実現さるべきも 暫定的手続として 制憲

的支持に限定して戦争には参加すべきでないことを主張するガンジーとその派による異議、 七月二十七日のプーナにおける全インド会議派委員会では、この七月七日のデリー決議を廻つて論争が展開された。 およびこの決議は帝国主義 道徳 への

仮国民政府樹立という新しい構想が会議派で採用され、

以後執拗にイギリス当局に要求されることになつた。

リス妥協案が、九五対四七の多数で承認された。ガンジーは、会議派への愛着を感じつつも、その主張が容れられないのを 降伏を意味するものであるとしてその軟化を非難する左派議員の強い反対にも拘わらず、結局中庸派の前記のごとき対イギ 会議派議員たることを辞任した。

Menon, V. P.; The Transfer of Power in India, p. 72

1

- (2) 会議派議長ブラサドは、一月十二日直ちに、「会議派の目標は完全独立にあり、 種々の党指導者は人民の意向を代表していず、 唯一の解決 法は制憲議会の開催以外にない」と反駁した。Rao, M. V. Ramana; A Short History of the Indian National Congress, Delhi, 1959, p. 197
- 3 は、イギリスの支配を脱するために、会議派の支配下に入つてはならないと主張していた。 た。ジンナーは、イギリスはインドを支配しつづけることを 望んでおるが、 会議派はインドと 回教徒を新たに 支配しようとしている。回教徒 ジンナーは「会議派の州内閣における権力恢復は内戦を意味する」と述べ、回教徒連盟はそれよりはむしろ現状維持を望むことを明かにし
- <u>4</u> and Documents on the Indian Constitution, 1921-47, London, 1957, Vol. II, pp. 499-500. 総督とガンジーの会見に関する総督のコミュニケ、並びにガンジーのステートメントは、Gwyer, M. & Appadorai, A. (selected by); Speeches け早く、インド諸政党の同意がえられるのならば戦争中でさえも、一九三五年インド統治法規定の連邦制度を実施する用意のあることを示した。 のステートメントを繰返し、且つ、憲法改革の問題は広範囲且つ代議制に基づく連邦立法府によつて扱われるべきであり、そのために出来るだ 総督はガンジーとの会見で、「出来るだけ早く自治領の地位を付与する。 また総督の行政参事会へ 党代表を参加せしめる」という一月十日
- 5 padorai, ibid., pp. 499-500 決定するものはインド自身、そしてその憲法制定会議によつてであると主張し、 そこに根本的相違があつたことを明かにした。 Gwyer & Ap-ガンジーは会見の翌日、総督の提案はインドの運命の最終的決定はイギリス政府によつて行われるものとするが、会議派はインドの将来を
- (6) 満鉄東亜経済調査局「印度統治機構の史的概観」一四八―九頁。

Parliamentary Debates, H. of C., Vol. 359, 18th April, 1940

- 7 The Full text is found in Bhagat K. P.; A Decade of Indo-British Relations, 1937-47, p. 452 ff., Appendix XI.
- (9) Menon, op. cit., p. 81

8

- 1) The Full text is found in Bhagat, op. cit., p. 455 ff., Appendix XII
- は主としてムスリム対ヒンヅーの形でなく、ムスリム+ヒンヅー対イギリスの形で表われていた時代であり、ムスリム意識は宗教上のものにと 回教徒コミュナリズムの展開は少くとも三つの時代に区分しうる。第一段階は、ナショナリズムの展開における初期の段階に一致し、それ

ment and Constitutional Development of India, p. 255, and Bhagat, op. cit., p. 117. どまつており政治的意識にはまだ発展していない。第二段階は一九○六年に始まり、イギリスの 'divide and rule' 初に提案されたのは、一九四○年十一月十一日デリーで行われた回教徒連盟の小委員会においてである。See Aggarwala, R. N.; National Move 時代は一九四〇年に始まり、この年回教徒連盟はジンナーの指導下にパキスタン創設を正式に決意した。なおパキスタン建国の具体的な案が最 いるコミュナルな選挙母体が回教徒に与えられた時であり、また回教徒連盟が創設された年でもあつた。この時代の回教徒連盟の要求は、シン 公務員への適当な回教徒の採用等であつた。第一次大戦後の僅かな蜜月旅行を除いては、会議派との関係は悪化の一途を辿つた。第三の 「十四項目」案にみられるごとく、回教徒のためのセパレート・エレクトレート付与、少数者州における回教徒の保護、 政策の露骨な証拠とされて コミュナル的拒

(12) インドの回教徒のために分離した国家としてパキスタンを作る考えは、一九三〇年の回教徒連盟アラハバード年次大会において、 ド・イクバール博士(Dr. Muhammad Iqbal)が「統一北西インド回教徒国家」の夢を述べた時に始まるといわれている。彼の考えは勿論哲学者 cit., p. 259, and Menon, op. cit., p. 443 ff., Appendix 1. イクバール博士のアラハバード大会における演説の全文は、 Noman, Mohammed (ed.); of the North-Western Frontier Province, Kashmir, Sind and Baluchistan を統一して、インド回教徒のための国を作ることを提唱した。これら の夢として軽く扱われたのであるが、イギリス留学中の学生ラーマット・アリ(Rahmat Ali)らはこの思想を継いで、Punjab, Afghan Province 送つた書が集録されている。ジンナー自身も、イクバールの考えが結局は一九四〇年三月のラホール決議へと彼を導いたことを明かにしている Our Struggle, 1857-1947, Karachi, pp. 1-18, Appendix 1. 必物E. 共通の母国の統治を受継ぐべき二国民がある」と書くまでは、この考えに明白に踏切ることは出来なかつたのである。 See also Aggarwala, op の考えは回教徒連盟内部でさえも「学生の計画」として余り注視されず、 ジンナーも一九四〇年一月十九日の或新聞で、「インドにおいては、 (同書二〇-二一頁)。 なお同書の附録Ⅱにはイクバールが晩年(一九三六―七年)にジンナーに

pp. 264-266, and Gwyer & Appadorai; op. cit., pp. 444-455 において具体的討議の対象となつたことはなかつた。See Bahadur, Lal; The Muslim League:its History, Activities and Achievements, Agra, 1954 勿論パキスタン案にしても、一九四〇年三月にラホール決議となつて結晶するまでには、 多数の計画が建てられてきた。 しかしそれが党機関

☆会議派が多数を占めている州において、会議派が、回教徒連盟と連立内閣を作ることを拒絶したこと ジンナーら回教徒連盟指導者が遂にパキスタン案へ踏切つた理由として次のような理由が考えられる。

口会議派が回教徒連盟をインドにおける唯一の代表として認めることを拒絶したこと

白一九三六―七年の選挙で、 将来に暗い影を投げたこと 回教徒の多数を占める四つの州、パンジャブ、北西辺境州、 シンド、ベンガルで回教徒連盟が権力を握ることに

インドにおける権力移譲への一過程

四ヒンヅー・マハサバ党の激烈なヒンヅー支配論的態度の刺戟

|田一部の者は、インドにおけるパキスタン建国は、被らの夢パン・イスラミズム達成の第一歩と考えたこと

67一九三七年選挙後に会議派の始めた「回教徒大衆の獲得」運動に対する反撥

出回教徒連盟のセパレーティズムの論理的発展の結果

cit., pp. 257-260.

パパキスタン案は回教徒連盟政治の産物としても、それはイギリスの伝統的分割統治政策の不可避的結末であつた。See also Aggarwala, op.

(4) 最初パキスタン決議の予定した案では、インド北西部のパンジャブ、北西辺境州、バルチスタン及びシンドの四州と、東部のペンガル、ア

英質インド	r ' '	メケジャールド リャールド スト	A 7 1) A	クリスチャン	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	各州、人口
マドラス	34,731	8,068	3,896	2,047	0.4	49,342
ボンス	14,700	1,855	1,920	375	8	20,850
*ベ ソ ガ ル	17,680	7,379	33,005	166	16	60,307
連 合 州	34,095	11,717	8,416	160	232	35,021
*	6,302	1,249	16,217	505	3,757	28,419
r. ;	22,174	4,340	4,716	35	13	36,340
中央光	9,881	3,051	784	59	15	16,814
7 % # 4	3,573	676	3,442	41	3	10,205
*北西辺境州	180		2,789	11	38	3,038
4 6 4	5,595	1,238	146	28	0.2	8,729
* ' ' '	1,035	192	3,208	20	31	4,535
各コミュニティ人口	150,890	39,921	79,399	3,482	4,165	295,809

あつた(単位千人、\*印のある州は回教徒州。Quoted from Prasad, Beni; India's Hindu-Muslim Questions, p. 151, Appendix)。 億九千五百八十万九千人、藩王国および属領九千三百十八万九千人)であつたが、英領インド十一州のコミュニテイ別人口は前頁の表の如くで ッサムの二州は夫々別箇の二つの回教徒独立国家(Independent States)を作るものとされたが、その後ジンナーはこれを修正して二つの地帯を 合した一つの独立国家を建設することとした。一九四一年の国勢調査によるとインドの総人口は、三億八千八百九十九万八千人(英領インドニ

- Jamil-Ud-Din Ahmad (ed.); Some Recent Speeches and Writings of Mr. Jinnah, Lahore, 1952, Vol. II, pp. 159-181.

Chatterji, Amiyā; The Constitutional Development of India: 1937-1947, pp. 52-54.

- 不可能な段階へと突入したのである。See also Chatterji, ibid., p. 54. を特に保護することを要求していたことから一転して、今やパキスタン創建を絶対的要求として主張し、両者の宿命的対立は、ここに全く妥協 会議派が完全な統一独立を絶対的に譲ることの出来ないものとして要求したのに対し、回教徒連盟は従来コミュニテイとしての回教徒社会
- 移譲が行われる場合には事前に藩王の同意が求められる、四新憲法の制定にはインドの全党派が参加する権 利 を もつ ―― こ と を 要 求 し た 会議(Chamber of Princes)で明かにされた。会議は、イギリスの戦争努力への全面的な協力を約すとともに、(一自治領の地位は、藩王国の主権 (Bhagat, op. cit., pp. 93-94.)。インド藩王国については例えば、ウイリアム・バートン著(国土計画研究所訳)「印度藩王国」、或は、Menon,V と自治の維持について基本的保証と保護を条件とする、臼藩王国の条約権は冒されない、闫イギリス国王からインドにおける他の権威に権力の\*-^^^ 会議派と回教徒連盟とともにインドにおける重要な政治的エレメントである藩王国の立場は、一九四〇年三月十一日デリーで行われた藩王
- チャーチルのインド問題に関する過去の保守的見解については、See Nehru, J.; The Discovery of India, London, 1951, p. 415

P.; The Story of the Integration of the Indian States, New York, 1956. 《经

- Menon, The Transfer of Power in India, p. 87
- Menon, ibid., p. 88, and Bhagat, op. cit., p. 102
- 22 Prasad, Bimla; The Origins of Indian Foreign Policy, p. 162.
- Chatterji, op. cit., p. 62
- Biography, London, 1959, pp. 267-269, and Nehru, op. cit., p. 420 ff. 或いは、吉沢・前掲・一四三頁参照。 ラジェンドラ・プラサドは棄権、ネールは非常な躊躇の後それを支持した。この間の事情については、Brecher, Michael; Nehru, A Political
- (25) ガンジーの「一度自由インドが戦争に参加すれば、自由を求めるインドの非暴力闘争の根拠は正に失われる」として完全な非暴力を説く考 立が常に潜在していた。それが特に表面に出たのは、一九四〇年七月のプーナ大会と一九四一年バルドリ大会においてであつた。運営委員会十 えと、ネールやアザードの「自由を求める国内闘争と侵略と戦う対外闘争とは全く区別さるべきである」として条件付非暴力を説く考え方の対

インドにおける権力移譲への一過程

Maulana A. Kalam; India Wins Freedom: An Autobiographical Narrative, Calcutta, 1959, p. 33 ff. 五名の方針も、四囲の情勢と内部の力関係に影響されてこの両見解の間を往復すると い ぅ の が 大戦中の 会議派政策の実情 で あ つ た。 Azad.

### 第三章 会議派の非暴力闘争

#### 第一節 総督の八月提案

通「八月提案(August Offer)」として知られているステートメントを発表した。(1) 急激に変転したヨーロッパの戦況を背景に生じたこのような会議派や回教徒連盟の要求に答えるため、総督は八月八日普

声明は第一に、イギリス連邦内での自治領の地位がインドの目標であることを繰返し宣言し、更にそのためにイギリス政

法の構造を検討せしめる」こと、第二に、当面の問題としては総督の行政参事会に代表的なインド人を参加せしめ、更に戦 府は、「戦後できるだけ早い機会に、 インド国民生活中主要な部分を代表する機関を設立して、 インド人自身によつて新憲

インドの平和や福祉に関してイギリスの負う責任を譲渡する考えはない」ことを明かにして、インドのすべての党派、コミ 争諮問委員会 (War Advisory Council) を設立する用意があること、第三に、少数民族には充分な考慮を払うことを約したのち、 ュニテイ、利害関係者が戦争に協力することを要請したのであつた。 「イギリス政府は、その権威がインドの大且つ強力な構成要員によつて 直接否認されるような政府組織に対しては、 現在の

の行詰りを打開するためには、イギリスを含めた多面的同意の成立をまつ以外にない、口行政参事会に主たる政党の代表を る構成要員となつている者――会議派、回教徒連盟および藩王――の間の意見の不一致に求められるべきであり、従つてこ インドにおける憲法上の行詰りの原因は、イギリス政府とインド人輿論の間よりはむしろインド人の政治生活において主た イギリス下院においても、インド相アメリーは、八月十四日この八月提案を説明して、次のような見解を明かにした。↓ (^)

ド憲法はインド人自身の手によつて作られるが、制憲機関は、インド人の異る構成要員の代表間の同意の上に形成される。 参加せしめるが、 この総督提案やアメリー声明に対し、回教徒連盟は、依然として不明確或いは不満足の点があると感じたが、しかし回教 参事会は従来通り総督に対して責任をとり、 インドの中央立法府に対して責任を負わない、

しい方向への一歩として賛意を表したし、シーク、スケジュールド・カースト其他の党も大体に お い て 八月提案を歓迎し 足の意を表明した。ヒンヅー・マハサバ (Hindu Mahasabha) の党首サバルカール (Veer V. D. Savarkar) も若干の不満もあるが正 徒連盟の同意なしでは将来のインド憲法を制定しないことを保証したのは、自分達の要求に可成り近づいたものと考えて満

た3

正式に決議した。 が吐露された。八月十八日から二十二日にかけて、再度ワルダで開かれた会議派運営委員会は、二十二日総督提案の拒絶を 待しえないとして、総督の招待を拒絶した。ガンジー、ネールら会議派指導者からも、総督声明に対するひどい落胆の言葉 会の委員長アザードは直ちに、イギリス政府がこのような基本的態度を固執する限り、総督との討論によつて何の成果も期 しかしながら、総督が他のどの党派よりも期待をかけていたのはいうまでもなく会議派の態度であつたが、その運営委員

求も、 つたし、また有力な政党、党派のすべてを満足させるような政府組織ということは、インドの憲法上の問題に関し、少数者 に事実上の拒否権を与えることである。殊に回教徒連盟の発言権を著しく増大せしめることになり、会議派の堪ええざると 時期に、自治領の地位が確立されることが約束されたし、インド憲法を作るため制憲議会を設立すべしという会議派の要 さて八月提案は、これまでイギリス政府の採つてきた政策に比べれば、遙かに進歩的なものであつた。戦後できるだけ早 なお不明確な点は残されたが一応受理された。しかし、仮国民政府を作ろうという会議派の要求は全く容れられなか

七三

ワルダ決議を確認するため、九月十三日から十六日にかけて、ボンベイで全インド会議派緊急委員会が開催されたが、大

実行する時が来たというのであつた。(8) 会は九月十五日ボンベイ決議として知られている次のような決議を行つた。それによると、総督を通じて示されたイギリス(?) て待つことは出来ない。一九四〇年七月二十七日のプーナ決議を撤回し、一九四〇年三月のラムガルー決議に復帰しそれを の提案は全く検討の価値なきもので、自由統一インドへの発展にとつて妨げとなるものである。会議派はもはや手をつかね

に入れ、イギリス国民には非常な同情を表明し、且つかれらの行う不服従運動も、戦争非協力という線に限定し、イギリス の戦争政策を妨害しない範囲で行うことを決議した。大会がその不服従の範囲を、大衆的基盤によらない個人的不服従にと の関係は再び急速に緊密になつていつた。しかしボンベイ大会は、同時に、ヨーロッパにおける戦況の悪化をも慎重に考慮 それは非暴力不服従への復帰を意味し、当然ガンジーの指導下に帰ることであつたから、以後会議派指導層とガンジーと

従運動の開始を指令したのは、後述のごとく十月十七日になつてからであつた。 非暴力不服従を開始しないように会議派の諸機関に指令した。従つて、ガンジーと総督の会談が失敗に終りガンジーが不服 どめることを定めたのは、このような――イギリスの反ファシズム戦争への同情とインドに対するイギリス帝国主義に対す る抵抗という――会議派政策のディレンマと苦悩を如実に示すものであつた。運営委員会は、ガンジーの指令のあるまでは

求に可成り近づいてきたとして満足の意を表明したが、全面的協力の前になお若干の点について明白にすることにした。ジ ューデリーで行われた回教徒連盟運営委員会は、五対五原則要求・ ンナーの総督との会談は九月二十四日シムラで行われたが、総督の回答はジンナーを満足せしめえず、遂に九月二十八日ニ 総督提案に示された二つの評議会(行政参事会と戦争諮問

さて八月三十一日から九月二日にかけて開かれた回教徒連盟運営委員会は、総督提案やアメリー声明が、回教徒連盟の要

委員会)において回教徒が委員の五○%を占めることを要求したもの――が容れられないことなどを理由に総督提案を拒絶す

## 第二節 会議派の個人的不服従闘争

にあつた。しかし総督は、「かかる戦争協力への干渉を認めることは出来ない」としてその要求を拒絶した。 た。ガンジーの主たる要求は、戦争協力に反対する言論をインド人が自由に行う権利を、イギリス政府に承認せしめること 再び会議派のサティアグラハ闘争の指導権を任されたガンジーは、九月二十七日総督と会見し、会談は三十日にも行われ

衛法を適用され投獄されたといわれている。(2) 間中にネール、アザードら会議派の主要メンバーの大半を含む約二万五千人以上の者が、戦争非協力を説いた科でインド防 dience)」案を採択した。かくして最初の運動開始者として、ガンジーはヴィーノーバー・ベープ(Vinoba Bhave)を指名し、彼は 十月十七日反戦演説を開始し、四日後逮捕された。この個人的サティアグラハは一年以上にわたつて続けられたが、この期 十月十三日、会議派運営委員会がワルダで開かれ、委員会はガンジー提出の「個人的市民的不服従(individual civil disobe

ド人に求めた。 歓迎されたのみで、インドにおける二大政党たる会議派と回教徒連盟の双方から拒絶された以上、総督案にある行政参事会 ンド相アメリーも、 イギリス政府は当分の間、 の拡大や戦争諮問委員会の設立等の計画を実施に移すことは無意味に思われた。従つて、リン リス ゴー総督は十一月二十 このように、総督提案は、自由党、シーク派、スケジュールド・カースト党のように比較的重要性の少ない党派によつて 中央立法府の両院に対して、「主要政党間に、八月八日声明によつて彼らに申出られた機会を受理する意思がないので、 提案が失敗に終つたことを明かにし、 行政参事会の拡大と戦争諮問委員会の設立の手筈を進めないことに決定した」と通告し、 かれらの間でその憲法問題の解決策を新たに検討し直すようイン

七六

# イギリス政府の僅かな譲歩――行政参事会の拡大

たのである。 れたものではなく、また何等の具体的提案を含むものでもなかつたが、インドの輿論からは可成りの好意をもつて迎えられ 国民はインドの政治的自由が、出来るだけ速かに達成されることを希望する。この提案は、現実の政権担当者によつて行わ らの憲法を作成することを希望する、⊟イギリス政府はインドに放棄することのできない若干の義務を有する、 領を提案した。⊖イギリス国民はインドに完全な政治的自由を与えることを明確に決議する、⊖イギリス国民はインドが自 善の努力が払われたが、かれらは四○年末に「インド国民に送る書」を発表して、イギリス対印政策の基調として次の四綱 の関係者に影響を与えた。一九四〇年から四一年にかけて、イギリス下院のインドに関係の深い一部議員の間で両国関係改 いたし、バルカン、近東、北阿においても枢軸軍は破竹の進撃を続けていた。このような情勢は当然のことながら英印双方 九四一年に入つてヨーロッパにおける連合軍の戦況は益々不利になつてきた。イギリス本国の危機は依然として続いて 四イギリス

印宥和政策の主張者が次第に勢力を増大し、政府にも圧力をかけ始めていたことは注目に値する。 と回教徒連盟の意見の不一致にあるとの立場をなお堅持していたが、イギリス内部においても、 たごとく、インドにおける政治情勢は昨秋以来何の実質的変化もなく、インドにおける政治的行詰りの因はかかつて会議派 しかし、イギリス政府当局の考えは依然として八月提案の域を出ず、一月下旬から二月初めにかけてアメリーが屢々述べ 労働党議員を中心とする対

指導者会議(Non-party Leaders' Conference)が行われた。会議は三月十三日から十六日にかけて、自由党党首サプル の現在の政治的行詰りを打開するための努力が払われ、前総督行政参事会委員プラサド (Sir Jagdish Prasad) の発議で、 方インドにおいても、依然として頑くなに対立をつづける会議派及び回教徒連盟を除く政界指導者の間で、 超党派 (Sir Tej

イギリスと

Bahadur Sapru 前総督行政参事会委員)を議長としてボンベイにおいて開催された。会議には前記のごとく会議派と回教徒連盟を

声明する。四月七日、サプルーは総督と会見し、その要求を陳述したが、総督が八月提案を固執したため具体的成果をあげ 除く殆どすべての有力な政党代表が参加し、三月十六日次の三点を強調する決議が採択された――()総督行政参事会は、国(3) 「戦争終了後、特定の期限内に」、インドに他の自治領と平等で且つ完全な自治領の地位を賦与する用意のあることを正式に て責任を負うべきものとし、且つインドの重要政策の決定に関してイギリスと共同して連帯責任を負う、闫イギリス政府は 財務の各長官を含めてすべて非官吏インド人を以つて構成する、口同参事会は、戦争中は イ ギ リ ス国王に対し

ることは出来なかつた。

認され、インドの北西部および東部地帯に、 を明白に打出し、三月二十三日を「パキスタンの日」とすることを決議した。評議会はまた、ジンナーをその大統領に選ん ギリスの一つの憲法案に強く反対し、パキスタン計画を実現する以外にインドの政治的行詰りを解決する道はないとの立場 なる。 発表したが、それによると、回教徒インドは次の三地帯から構成されるものとされた。⑷シンド、バルチスタン、 だ。この決議は、四月十二日から十五日にかけて開かれた全インド回教徒連盟の第二十八回大会 (マドラス大会) に おいて確 三、二十四の両日ニューデリーで行われた回教徒連盟評議会は、インドの経済的、政治的統一という基本構想の上に立つイ ッサム二州を含む北東部地帯で、全人口五千七百万中三千百万(五四%)が回教徒、匂ハイデラバード国で、独立の回教国に この間回教徒連盟内部には注目すべき動きが見られた。即ち、同連盟外交委員会は、二月十八日パキスタン計画 パンジャブ(デリーを含む)の四州を含む北西部地帯で、全人口三千二百万中二千万(六三%)が回教徒、 このほかなお若干の藩王国が、これら三地帯の中のいずれか一つと連邦を作るものと予想して い た。 財政、 防衛、 外交上の権限をもつ完全な独立回教国家が設立されること、即ち (b)ベンガル、ア 同じ月の二十 北西辺境

益々悪化する戦況を目の前にして、また国内或はインドにおける妥協派の圧力を受けて、イギリス政府はいつまで

インドにおける権力移譲への一過程

パキスタンの建設以外にインド問題の解決はありえないとの強い態度が決定された。

记七 (六五三)

決である」との従来の態度はくずさなかつたが、 四月には早くもホッヂソン(H. V. Hodgson) を憲法改革調査委員(El) もその八月提案に執着しておることはできなくなつた。 「インド問題の解決のためには、 そのコミュナルな紛争の解決が先 (Reforms

を発表した。この行政参事会の拡大により、委員の数は七名から十二名に増員され、この結果参事会におけるインド人の数 Commissioner)に任命して新憲法のためのデーターの調査蒐集、を命じるなどの譲歩の気構えを見せはじめたが、七月二十一日 には終に懸案の総督行政参事会の拡大に踏切り、同時に国防評議会(National Defence Council)の設立とその構成に関する声明

**吏階級の意見をも徴することにあるとされた。** いた。 また同時に発表された国防評議会は、約三十名をもつて構成されたが、その目的は、戦争遂行に当つてインドの非官

は従来の三名から一挙に過半数の八名になつたが、かれらはすべて会議派や回教徒連盟以外の親英的メンバーで占められて

など、従来の政策から一歩も前進せぬものが多く、インドの民族主義者達の要求に距ること極めて遠かつた。 れていたこと、更には評議会が依然として総督に対して責任を負い、総督が中央立法府のすべての法案に拒否権をもつこと この改革によつて、行政参事会で初めて非官吏インド人が過半数を占めることになつたけれども、その総督の任命した新 回教徒連盟或は其他の政党を代表するものではなく、また財務、防衛といつた官職はイギリス人の手に握ら

影響も及ぼさないこと、また会議派の要求にも全く合致しないことを明らかにしたが、一方ジンナーも、 回教徒連盟は、もちろんこの声明に強く反対した。ガンジーは直ちに、この声明は会議派の政策に何の 総督によつて指名

された者は決してインド人を代表するものでもないし、また回教徒の信頼を博するに足るものでもないと述べ、

回教徒イン

が、後者のパキスタン決議が出て以来、特に四一年春以来次第に疎遠になつていつたことは、当時イギリス政府が依然とし 十六日の回教徒連盟評議会においても確認された。開戦当初比較的緊密であつたイギリスのインド政府と回教徒連盟の関係 ドはそれに協力しないことを声明した。このジンナーの声明は、八月二十四―二十六日の回教徒連盟運営委員会或は十月二

# 第四節 戦局の重大化と会議派闘争方針の変更

度の漸進的発展とは全く別箇の問題である」と説明したことは、インドでは甚しい落胆と憤激をもつて迎えられた。 象としたのは、本来、ナチ支配下に入つているヨーロッパの国々であつて、イギリス王室に忠誠を誓う地方や人民の自治制 営む権利を尊重し、且つ強制的に奪取された主権や自治が、その本来の所有者の手に取返されることを切望する」と規定し 「八箇条共同宣言は、 従来のインドにおけるイギリスの統治政策に何らの影響を与えるものでもない。 たことは、インドの民族主義者にも好感をもつて迎えられた。しかし、九月九日の下院における演説で、チャ ー チ ル が、 してのかれらの基本理念を明かにしたが、憲章第三条が、「かれらは、 すべての人民が 自己の選んだ統治形体の下で生活を 一九四一年八月十四日、ルーズベルトとチャーチルは、大西洋憲章として知られている共同宣言を発表し、戦争遂行に際(2) ……大西洋会談で対

によつて、会議派党員を戦争協力へと近づけようとしたのであつた。 ネールやアザードら未だ刑期を終えざる者も釈放された。ヨーロッパにおける戦争の拡大(六月二十二日、独ソ開戦)と日本の インドシナ占領によるインド東部からの脅威という多難な国際情勢を前にして、インド政府は、これら宥和政策を示すこと 十月に入ると個人的サティアグラハで逮捕されていた会議派党員が刑期を終えて続々釈放されてきたが、十二月四日には

ず、この間の闘争がイギリス政府に何の影響も与えなかつたことに対し、強い不満が起り、多くの党員の間に運動方針その を声明した。しかし、会議派内部では、前年十月十七日の個人的サティアグラハ開始以来一年以上経つているにもかかわら ものに対する疑念が感じられ始めていた。或者は州政府における会議派内閣の辞任が、会議派の地位を著しく不利にしたこ ガンジーは、イギリスのこのような宥和策によつて彼が全く動かされざること、不服従闘争が依然として継続されること

七九

インドにおける権力移譲への一過程

八〇

ベイ決議を再び持出して、「もし中央に仮国民政府が、そして地方に 人民政府が設立されさえするならば、 とを指摘し、州政府において権限を恢復すべきであると主張した。そして、ラジャゴパラチャリが、一九四〇年七月のボン 、イギリスの戦争努力に協力すべきである」と主張したとき、会議派の大多数は之を支持しはじめた。 サティアグラハ

このような見解は、明かにガンジーの考えとは相容れないものであつたから、彼はアザードに対して運営委員会並びに全

を展開したが、十二月三十日、結局次のごとき決議を採択した。(※) ドリに開かれた。 洋にも戦火は拡がつた。インドにおいても、これまでにない緊迫感が溢れる中で、十二月二十三日会議派運営委員会がバル インド会議派委員会を開催して、会議派の態度を明白にすべきことを勧告した。十二月七日、日本は遂に参戦に踏切り、東 会議は、過去十四ヵ月にわたつて行われたサティアグラハ闘争をめぐつて、一週間にわたり白熱した論議

を確認したが、事実上はその実行を一応中止し、代りに戦争の切迫に伴う様々の困難からインド人大衆を救うことに先ず努 侵略の犠牲者の側、 一九四〇年九月十六日のボンベイ決議が依然として今日も有効であり、今後もその非暴力不服従の闘争方針を維持すること の防衛を行いうるのであり、 れインドにも迫りつつある戦火の拡大に伴う新しい世界の情勢を充分に考慮に入れなければならない。会議派の同情は勿論 「イギリスのインドに対する政策には何の変化も見られないが、それにもかかわらず運営委員会は、世界を混乱におとし入 自由のために戦つている側にあるが、自由且つ独立したインドのみが、広く国民的基盤の上に立つ国家 戦争の嵐の中から生まれてくる一層大きな目的の助長にも貢献しうるのである」と述べ、更に

年七月のボンベイ決議への復帰であり、ガンジーにとつて全く承服しがたいものであつた。彼は運営委員会への書簡で、 自由と独立という条件さえ叶えられれば会議派は喜んで戦争に協力する意思であることを謳つたこの決議は、 明かに四〇

力するよう党員に要請した

九四○年九月のボンベイ決議の解釈において自分が重大な過ちをおかしていたことを明かにしたが、それによると、

彼は会

ボンベイ決議を再読してみて彼と意見を異にする委員達の方が正しいことに気附いたが、この誤りの発見は、 議派が非暴力の基盤の上に立つて現在のまた将来のすべての戦争に参加することを拒絶したと解釈していたのであるが、 いたことには大部分の委員は彼と解釈を異にして、反対が非暴力のみに依存する必要はないと主張していることを知つた。 彼が非暴力に

のみ基いて抵抗運動を指導することを不可能にしたので、 会議派の指導から解放されることを求めるというのであつた。

るだけ非暴力の余地を拡げていく考えであることを明かにした。この運営委員会の決議は、一月十五、十六両日に開 議派は、 今後もインドのイギリスからの独立達成の手段としては非暴力を忠実に守りつづけること、 ガンジーの主張を認め、ボンベイ決議によつて彼に与えられていた全責任から彼を解放したが、 また其他の面 同時に会 でも出来 かれた

全インド会議派委員会において確認された。

る」と述べたが、これは従来戦後に完全自治を賦与するという漠然たる約束にとどまつていたイギリス政府が、(3) であつた。 春頃から、 治すべきか否かにあるのではなく、いかにして自らを統治するかにある。 九四一年八月一日の下院における演説で、インド相アメリーは、「今日インドにおける最大の問題は、 自由が確保され、 しかしながら、 独立の地位は当然のこととして、更にいかなる形式のもとでそれを与えるかに関心を移して来たことを示すもの この声明にみられるイギリスの期待、即ちインドの統一の維持と、インド国民生活中の種 且つ種々のインド国民生活中の要素がそれぞれ合理的な自己表現をなしうるかが問題 いかなる形式の憲法によれば、 インドの統一が インド 一九四一年 な は自ら統 の であ · の要え 維

盟の双方を満足させる妥協案を提出することは事実上非常に困難になつていたのである。 ド問題はインド 素の意向の尊重(少数者の意思の尊重)ということ自身、当時既に非常な矛盾をはらむものとなつていたのであり、 で最も有力であつた回教徒連盟がその絶対的条件としてパキスタン案を要求して以来、 内部のコミュ ナルな紛争を解決せずして処理しえずと責任をインド民族主義者側に転嫁し、 イギリス政府が、 かくして、 イギリス政府は、 会議派、 自らは総督の行 少数者の中 と回教徒連 イン

インドにおける権力移譲への一過程

政参事会の拡大という消極的改革で時をかせぐに留つたのである。この改革は――戦争中行われた他の改革も同様であるが

――既に批判されたごとく、実質的には改革とはいえない程のものであつたけれども、戦争がインドにもたらした改革の一

リス政府のいう「民主的、漸進的権力の移譲」への一前奏曲としてみる時には、矢張りナッシングとみるべきではなく、そ つ一つが、再び逆行することの決してない、いわば前向きの、将来の飛躍への足場となつたという意味において、またイギ

を期待するイギリス政府との関係は悪化していつたが、一方会議派側では前述のごとくバルドリ決議によつて不服従運動を 回教徒連盟がそのパキスタン計画を明白にし、それを絶対に譲歩出来ない要求として強く主張すればする程、統一インド

れなりの意味をもつものであつた。

<u>1</u> The Full text is found in Bhagat, K. P.; A Decade of Indo-British Relations, 1937-47, p. 457 ff., Appendix XIII

応中止し、再びイギリスに妥協的態度を示しはじめ、翌春の妥協交渉再開に道を開いた。

- 2 Chatterji, Amiyā; The Constitutional Development of India: 1937-1947, p. 64
- 3 |藩王会議は、翌四一年三月十七、十八の両日ニューデリーで開かれた年次大会で八月提案を全面的に支持することを決議した。Bhagat, op
- (♥) Nehru, Jawaharlal; The Discovery of India, p. 416, and Tendulkar, D. G.; Mahatma, Vol. 5, p. Bhagat, op. cit., pp. 109-110. 395
- (6) インドにおける communal minority の問題は、単なる少数者として片附けえない複雑な社会的、 政治的意味あいをもつが、イギリス政府 の意思は充分に尊重されねばならないが、しかし政治は多数党が行うべきである」と述べ、会議派に対して好意的な態度を示した。Parliamen の従来とつてきたインドにおける少数者保護の政策に対しては、イギリス内においても反対するものが少くなかつた。例えばイギリス労働党の 意向を代表して、ソレンセン(Sorensen)議員は、「民主主義は勿論少数者の権利をも充分に考慮することを要求する。インドにおいても少数者
- (7) ボンベイ決議は、 ガンジーによつて起草され、一九二対七の多数で可決されたが、 この間の事情については、 Tendulkar. op. cit., Vol. ģ

七月のデリー決議及びプーナ決議は、独立のためには非暴力を放棄することもありうるという主流派の勝利を意味したが、このボンベイ大

tary Debates, H. of C., Vol. 364, 14th August, 1940.

8

- Ramana; A Short History of the Indian National Congress, pp. 202-203 会はブーナ決議を廃棄し、再度ガンジーの非暴力主義を党政策として採用すること即ちラムガルー決議に復帰することを決定した。Rao, M. V
- (9) 吉沢清次郎「ラジェンドラ・プラサド」一四四頁。この際ガンジーと会議派執行部間の意見の相違は調整されたかに見えたが、 ガンジーとその派の者が戦争非協力の理由を非暴力におくのに対して、他の者は反帝国主義にそれを求めるという根本的相違は依然として解決 されず、その潜在的意見の相違が一年後再度両者を分裂せしめたのである。 実際には、
- (10) 「個人的」という消極的線で行われたので、盛上りが少なく、会議派内にも大衆的規模で行うべきことを 説く者も多かつたが、 その「イギリスの戦争遂行を妨害しない」という理由或は「非暴力におち入らない」という信念から、終始その政策を変えなかつた。 アメリー印度相は、十月一日現在で、罪の宣告をうけた者五、六五六人と発表した。 Parliamentary Debates, H. of C., Vol. 376, 20 th ガンジーは
- (1) Menon, V. P.; The Transfer of Power in India, p. 102.
- (12) 満鉄東亜経済調査局「印度統治機構の史的概観」一五二―三頁。
- 13 Liberal Party, (5) the Sikhs, (6) the Indian Christians, (7) the Parsees, (8) the Scheduled Castes 出席したのは次の諸党派であつた。(1) the Hindu Mahasabha, (2) the Congress National Party, (3) the Hindu League, (4) the
- Gwyer, M. & Appadorai, A.; Speeches and Documents on the Indian Constitution, 1921-47, Vol. II, pp. 509-511
- (42) Bhagat, op. cit., p. 128
- 国内の憲法問題に少なからぬ困難を惹き起す恐れがあるので採りえないことを明かにし、更に、回教徒とヒンヅー教徒の要求の調整が困難なの る旨布告されたが、この布告を今一年延期する動議を提案するに際して、アメリーは、一九四一年四月二十二日下院において、会議派は依然と して非協力の態度をとつていること、ジンナーのパキスタン要求が次第に強烈になりつつあることを述べたあと、サプルーらのボンベイ決議は 一九三九年末に、会議派州内閣の総辞職に伴う緊急事態の処理のため、一九三五年インド統治法第九十三条に基づいて知事が全権を掌握す 行政参事会拡大の努力を残念乍ら中止すると発表した。Parliamentary Debates, H. of C., Vol. 371, 22 nd April, 1941.
- (\(\T\)) Chatter ji, op. cit., p. 74.
- (2) The Full text is found in Bhagat, op. cit., p. 461ff., Appendix XIV
- (A) The Full text is found in Bhagat, ibid., p. 463 ff., Appendix XV

Parliamentary Debates, H. of C., Vol. 374, 9th September, 1941.

진) Tendulkar, D. G.; Mahatma, Bombay, 1953, Vol. 6, p. 14ff

八四 (六六〇)

- (A) Menon, op. cit., p. 113.(B) Tendulkar, op. cit., Vol. 6, p. 42.
- (전) Parliamentary Debates, H. of C., Vol. 373, 1st August, 1941.
- 一九四一年十二月二十六、二十七の両日行われたナグプールにおける回教徒連盟運営委員会においても、ジンナーはイギリスの会議派に対
- する軟化政策を痛烈に攻撃した。See Jamil-Ud-Din Ahmad; Some Recent Speeches and Writings of Mr. Jinnah, Vol. I, pp. 345-366 (Presidential Address at the 5th Session of the all India Muslim Students' Federation at Nagpur on Dec. 26, 1941,

九四六・八— 九四六・十二— 九四七・二— 九四七・六—	第二次大戦終結 - ナ四五・	九九九九四九九四四四四四四四二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	第二次大戦 第二次大戦 一九三九・九— 一九三九・九—	- 九 一 九 三 一 九 三 三 — 九 三 三 — — 九 三 三 — — — — — — — —	ー 九 一 九 二 九 二 九 二 九 二 九 二 九 二 七 六 二 七 六 二 七 一 七 二 七 二 七 一 七 二 七 七 七 二 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七	ーカニロー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		チベット遠征 一九〇四— 一八九二— 一八九七— 一八九七—	イギリス政府
中間政府発足 出憲議会発足 二月二十日ステートメント 六月三日ステートメント	= こ ク L フ 浸 損 者 彩 放 ウェーベル 提 案 ウェーベル 提 案 シ ム ラ 会 議 シ ム ラ 会 議 シ ム ラ 会 議 シ ム ラ 会 議 シ ム ラ 会 議 シ ム ラ 会 議 か と ア 日 ス テ ー ト メ ン ト カ 関 使 節 団 エ 月 十 六 日 ス テ ー ト メ ン ト カ ス テ ー ト メ ン ト	ア ン リール 政	総督政策不変更の声明総督の参戦宣言	第二次英印円卓会議 第三次英印円卓会議 第三次英印円卓会議 インド統治法案英議会に提出 インド統治法案英議会に提出	第一次英印円卓会議 第一次英印円卓会議 第一次英印円卓会議	ツールのデーマモ	ベンガル分割令 ベンガル分割令廃止・首都デリー インド防衛法 モンターギュー声明 モンターギュー声明 モンターギュー声明 モンターギューラ明 インド統治改革法成立	インド参事会条令インド参事会条令ビルマ併合ビルマ併合ビルマ併合	→ 政 治 史
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	テートメント受理 M・Lともに一応スコングレス、M・Lともに一応ス	個人的非暴力不服従闘争の再開 カイット・インド決議 クイット・インド決議 大衆的不服従闘争開始	M・L、パキスタン決議コングレス、インド統治法反対コングレス独立要求拒否さる	データ	M・Lもサイモン報告に不満 第一次非暴力不服従運動 大衆的不服従運動決議 大衆的不服従運動決議 大衆的不服従運動決議	天文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分割令反対民族運動激化	コングレス創建	年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
- 一九四六・ - 一九四六・十二 - 九四七・六 - 九四七・六 - 九四七・六 - 九四七・六 - 動	九 加 九 加 元 加 四 元 · 九 四 元 · 七 六 · 七 六		九三七 九三八 印回両教徒の 九三八 印回両教徒の 九三九 コングレス内 部で左右の対 コングレス内 コングレス内			ン ン ンラ グ ナ ジク レ I Iの ス 登 登死	九 - 九 - 九 - 九 - 九 - 九 - 九 - 九 - 九 -	—————————————————————————————————————	回教徒連盟(M・L)